

# 伊丹市オンライン型特定保健指導業務委託仕様書

## 1. 件名

伊丹市オンライン型特定保健指導業務

## 2. 業務の目的

国民健康保険者が実施する特定健康診査の結果により特定保健指導が必要とされた対象者に対し、対象者のもつリスクの数に応じた個別の生活習慣の改善を支援する保健指導を提供し、効率的かつ質の高い保健指導を実現する体制を図ることを目的とする。

なお、実施にあたっては、オンラインによる非対面型の特定保健指導（以下、「オンライン特保」という。）とし、スマートフォンやパソコン（以下「ICT機器」という）を利用してながら、測定機器やアプリケーションソフト（以下「アプリ」という）等を用いて、歩数、心拍数等の健康情報を活用して簡単かつ継続的に、目標達成に向けた生活習慣改善に取り組めるよう支援する。

## 3. 履行場所

実施事業者指定場所等

## 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5. 対象者

伊丹市（以下、「市」という。）が指定する者に対して実施する。

本契約期間内に対象者への保健指導が終了しない場合は、次年度の予算成立を条件に本年度と同単価により継続契約を結ぶ予定とし、継続契約期間内に該当対象者への保健指導を終了（途中終了や資格喪失も含む）させるものとする。

## 6. 実施対象見込み者（定員）

動機付け支援 34名 積極的支援 16名  
合計 50名

## 7. 委託内容

伊丹市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画及び本

書で定める事項のほか、高齢者の医療の確保に関する法律第 28 条の規定及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第 157 号）に基づき、特定健診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第 92 号）の第 2 「特定保健指導の外部委託に関する基準」）を遵守した以下の業務を行うこと。

#### (1) 対象者への勧奨用リーフレット等の作成

実施事業者は、特定保健指導利用券送付時に同封するための勧奨用リーフレット（本プログラムの概要や利点、申し込み方法等を記載）と一定期間後に特定保健指導未利用者へ送付する再勧奨用リーフレットを作成すること。（校正は 3 回程度。）内容については、市と協議の上、年齢や性別を考慮して、勧奨用リーフレット数種類（例えば、60 歳以上向け、60 歳未満向けなど。）、再勧奨用リーフレット 1 種類を用意する。令和 8 年 4 月 24 日に完成したリーフレットを電子データで市に納品すること。勧奨用リーフレットは A4 両面フルカラーとし、QR コードから申し込みができるようにする。（実施事業者への電話申し込みについても可能とし、実施事業者の電話番号を記載すること。）

対象者が申し込み後、測定機器の取り扱いやアプリのダウンロード方法等についてわかりやすいように説明を記載したものを速やかに送付し、不明な点があれば問い合わせができるよう、実施事業者の電話番号、メールアドレス等を記載する。

実施事業者は、特定保健指導を終了した者に対して利用アンケートを行う。アンケート内容は市と協議の上受託者が作成すること。

#### (2) 申し込みの受付

実施事業者は、QR コードもしくは電話により、対象者の受付を行う。受付後、申込者を市に報告し、市から申込者の健診データを受理する。

なお、スマートウォッチなどの測定機器等を利用して実施する場合には、対象者が既に所持している可能性もあることから、申込時に測定機器等の必要の有無を対象者に確認し、申込者情報を市に報告する際に測定機器の送付有無を明記する。

支援予定日に予定された支援ができなかった場合は、受託者が面接日の再設定を行い、支援が実施できるよう努めること。

申込後に 1 カ月経過しても初回面談日の設定がされない場合は、市に報告後、申込取消手続きを行う。

#### (3) 特定保健指導プログラムの実施内容

動機付け支援・積極的支援対象者に、伊丹市国民健康保険第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画及び本書に基づいた内容による保健指導プログラムを実施する。

また、厚生労働省が定める「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）（以下「手引き」という。）及び厚生労働省が定める標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】（以下「標準プログラム」という。）に準拠し、対象者の要望や状況に応じて柔軟な仕組みを作り、生活習慣病の予防・改善に係る行動変容を目的としたICTツール活用した遠隔指導を実施すること。

実施事業者は、対象者がオンライン特保の利用方法や特徴を理解し、特定保健指導について本人の同意を得たうえで実施すること。

検査項目のうち受診勧奨値に該当するものがある場合、主治医がいる者は本人経由で主治医の同意を得たうえで保健指導を実施すること。

未治療者については、医療機関への受診勧奨と並行して、保健指導を実施することが可能である（健診受診時点で、高血圧・糖尿病・脂質異常症の内服治療をしている場合は国基準で対象外）。

健診受診後または保健指導開始後に治療・内服を開始した場合は、本人経由で主治医の了解を得られれば、保健指導を継続できる。

また、早急に医療につなげる必要等、緊急を要する場合は、迅速に市へ報告すること。

#### ＜動機付け支援＞

##### ア. 初回面接

個別支援（遠隔面接）1回（1人あたり20分以上）を実施し、行動目標・行動計画の策定支援を行う。

##### イ. 実績評価

初回面接から3ヵ月以上経過後に、体重・腹囲等の測定結果を確認し、行動変容の状況等を踏まえた実績評価を実施する。

実績評価は、通信等（遠隔面接、電子メール、電話、FAX、手紙等）を利用して実施する。通信等の利用では、受託機関から対象者への一方向ではなく、双方向のやり取りを行い、評価に必要な情報を得ること。

その際、実施事業者が、対象者から評価結果を得られないために実績評価が完了できない場合は、対象者への複数回（最低3回以上、土日・夜間など時間帯を変更すること）の催促等の実施をもって代えられることとする。

#### ＜積極的支援＞

##### ア. 初回面接

個別支援（遠隔面接）1回（1人あたり20分以上）を実施し、行動目標・行動計画の策定支援を行う。

##### イ. 3ヵ月以上の継続的な支援～実績評価

初回面接支援の際に作成した特定保健指導支援計画や実施報告書、支援計画に基づいた支援を行う。

アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施することを特定保健指導終了の条件とする。アウトカム評価の評価時期は、初回面接から3ヶ月以上経過後の実績評価時とする。アウトカム評価の評価項目のうち腹囲と体重については、当該年度の特定健康診査の結果と比べた増減を確認することとし、生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他の生活習慣の改善）については、実績評価の時点で生活習慣の改善が2ヶ月以上継続している場合に達成と評価する。ただし、初回面接において設定した目標が達成困難な場合、中間的な評価によって目標を変更し、目標変更後2ヶ月間の継続を行うことで評価可能となる。※ポイント算定要件等は、「手引き」等に則ること。

実績評価は、通信等（遠隔面接、電子メール、電話、FAX、手紙等）を利用して実施する。通信等利用では、実施事業者から対象者への一方向ではなく、双方向のやり取りを行い、評価に必要な情報を得ること。

行動計画の実績評価については継続的な支援の最終回と一体的に実施しても差し支えない。

#### ウ. 途中終了（中断者・脱落者）の取扱い

実施事業者は、特定保健指導を中断している者（実施予定日に利用がなく、代替日の設定がない、あるいは代替日も欠席するなどの状態で最終利用日から1ヶ月を経過した者）に対して、対象者が再び特定保健指導を利用するように勧奨し、複数回（最低3回以上、土日・夜間など時間帯を変更すること）勧奨しても連絡が取れない場合は、最終利用日から2ヶ月が経過した時点で、受託者は対象者へ脱落認定の通知を送付する。送付後2週間以内に再開依頼がない場合は自動的に脱落者として認定し、市へ書面で報告する。

また、特定保健指導の途中で伊丹市国民健康保険の資格を喪失したことが明らかになった場合は、その時点で保健指導を終了する。資格喪失を把握した場合には、速やかに市に報告する。

#### (4) 実施時の体制及び留意事項

- ア. 直接会って行う面談と同様の質を確保し、指導が行えること。
- イ. 特定保健指導に使用する教材は事前に本市にデータ等を提供すること。
- ウ. 実施事業者は、商品等の勧誘・販売等及び特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売等を行ってはならない。
- エ. オンライン特保を行うために、対象者が機器等を購入することができないよう対応すること。

- オ. プライバシーが十分保護された支援場所を確保する。また、個人情報保護に必要な措置を講じること。
- カ. 対象者本人に対し、特定保健指導の始期と終期が明示され、始期について了解を得ること。また、終期については、伊丹市が実施する特定保健指導が終了すること・受託者からの通知の停止やアプリ等の消去方法について明示すること。ただし、本人の希望でアプリ等のサービスを継続利用する場合は、対象者本人と受託者との契約で実施できるものとする。
- キ. 保健指導実施期間中、加入する医療保険の変更等被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに中断し、終了すること。
- ク. 対象者からの電話やメール等の問い合わせに対応できる体制を整えること。
- ケ. 受託者は、再委託等の不明な点については、市と協議すること。

#### (5) 健康情報の活用について

対象者が測定機器またはアプリを用いて自身の健康状態を毎日管理しながら生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

##### 【測定機器を用いる場合】

対象者が測定機器を所持していない場合には、測定機器は受託者が調達を行い、初回面接時には実際に使用する測定機器が対象者の手元に届いている状態で行うこと。

##### 【アプリを用いる場合】

スマートフォンやパソコンに健康情報と連携できるアプリをダウンロードし、アプリで体重や活動量などの測定結果を簡潔に管理し、取組結果が可視化できるようにする。活動記録が確認できない場合には、対象者へ活用できていない理由等を確認し、適宜利用勧奨をする。

## 8. 請求・記録の提出

支払いについては、実施に応じた内訳の報告を市に行い、市が確認をした後に請求書を作成する。次の(1)～(3)の結果（特定保健指導の記録）を月ごと、月末締めにて取りまとめて、当月分を翌月 15 日までに、PDF データ又は書面にて請求をすること。請求書に押印は求めないが、所在地や代表者名を明記すること。また、オンライン特保申込者の面談実施状況が分かる進捗状況管理表を併せて提出すること。管理表内容については市と協議の上決定すること。

特定保健指導の記録については、電磁的データを「手引き」及び「標準プログラム」にもとづく仕様で作成した紙媒体と厚生労働省が定める電子的標準様式に市が指示する請求・決裁に関する情報を付与した XML データを市が指定するファイル授受システムまたは外部媒体により提出すること。

- (1) 初回面接終了時
- (2) 実績評価終了時
- (3) 繼続的な支援実施中の脱落者による終了時

\* 初回面接未完了時は、支払いは発生しないが、市に報告のみ実施すること。

## 9. 支払い方法

### (1) 動機づけ支援

初回面接終了後	委託単価の 8/10
実績評価終了後	委託単価の 2/10

### (2) 積極的支援

初回面接終了後	委託単価の 4/10
実績評価終了後	委託単価の 6/10

### (3) 積極的支援の脱落について

継続的支援実施中に拒否や資格喪失、転居等により終了した場合、実績評価終了後の委託料の支払いは行わないこととする。

### (4) 測定機器等費用について

- ・送付件数に対して初回面接終了時に請求できるものとする。
- ・測定機器等の送付のみで、特定保健指導が中断しないように、申し込みの工夫や、勧奨を実施すること。
- ・原則、初回面接を終了することで、測定機器等費用（送付費用含む）を請求できるものとする。ただし、再三の勧奨にも関わらず、特定保健指導に繋がらない場合（事前に市に報告すること）等で、市が認めた場合はこの限りではない。

## 10. 報告

### (1) 事業終了後の報告

該当年度の保健指導利用者全員の保健指導終了後、アンケート結果、事業の実績、事業分析・評価・提案等を含む報告書を作成し、市へ提出すること。

### (2) その他

- ア. 実施事業者は市との連絡会議や打合せ等を適宜実施することとし、市からの要請時に、事業内容および実施状況の照会・確認・視察等の対応をする。事業の実施にあたっては、安全管理に十分注意し、万一事故等が発生した場合は、実施事業者は責任をもって適切な処置を講じるとともに、速やかに市へ報告するものとする。
- イ. 本業務を実施するにあたり、対象者本人へ説明する流れを市職員へデモンストレーションすること。なお、業務体制や流れを変更する場合は市へ報告すること。

## 1 1. 個人情報保護・情報セキュリティ対策

- (1)受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークまたは、同等の個人情報保護管理体制であること。また、受託者は、登録証等の写しを市に提出すること。
- (2)受託者は、ISO/IEC 27001（JISQ27001）または同等の情報セキュリティマネジメントシステムを有すること。
- (3)受託者は、本業務実施にあたっては、「伊丹市情報セキュリティポリシー」及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙の機密保持及び個人情報取扱特記事項（特定個人情報を含む）を遵守し、個人情報の管理を徹底すること。
- (4)受託者による個人情報の漏洩等法令に抵触する行為により、委託者及び被保険者等に対し損害を発生させた場合は、受託者がその賠償をしなければならない。
- (5)暗号化に用いる鍵を外部サービス提供者が保管する場合、鍵が窃取される可能性や危殆化した技術等の利用等がなく、安全に管理・利用可能なこと。

## 1 2. クラウドサービスの利用

本業務の実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す全ての要件を満たすクラウドサービスを利用すること。

- (1) 個人情報を閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する場合に、多要素認証が行われること。
- (2) 個人情報を閲覧する可能性のある端末（受注者が利用する管理端末等）に行政情報を保存しない運用とすること。
- (3) クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- (4) 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (5) 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- (6) 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去ならびにデータ再現不可能性にかかる確実性が担保されていること。
- (7) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみであること。
- (8) クラウドサービスに対応したセキュリティ認証（ISMAPまたはISMS）を取得していること。
- (9) クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

## 1 3. デモ用物品について

本業務の実施にあたって、市にデモ用の測定機器等を無償提供すること。

#### 14. その他

- (1) 受託者は、業務の包括的な再委託を行ってはならない。個別の業務の再委託については、事前に書面により受託者の承諾を得なければならない。
- (2) 本事業に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受託者負担とする。
- (3) 受託者は、業務遂行上、疑義が生じた場合は受託者と協議し、解決するものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者双方協議の上定める。この仕様書に定めのない軽微な業務については、委託者の指示に従うこととする。